

国土交通省 北陸地方整備局

えいぜん通信@北陸

2015年 冬号

【 掲載記事 】

P2	事業紹介	… 新潟県警察機動隊庁舎棟の整備
P3~4	話題	… 営繕工事安全連絡会議について
P5	話題	… UDLビューの実施（新潟美咲合同庁舎2号館）
P6~8	話題	… 公共建築の日・公共建築月間について
P9	事業紹介	… 富山県立富山中部高等学校の整備
P10~11	保全情報	… 北陸地方整備局管内の国家機関の建築物の現況
P12	Q&A	… 営繕積算方式とは
P13	情報ヘッドライン	… 改正品確法第22条に基づく運用指針
P14	情報ヘッドライン	… 平成27年度公共工事設計労務単価等について



新潟県警察機動隊庁舎棟

北陸地方整備局が新潟市東区河渡において平成25年12月から整備を進めてきた新潟県警察機動隊庁舎棟が平成27年2月に完成しました。

新潟駅の北東約7.5km、日本海から約1kmに位置する本施設は、施設の老朽・狭隘等の解消を図り、有事の危機管理時に即応できるフレキシブルな施設機能の確保や訓練機能の充実化を目的に、庁舎棟、宿舍、車庫の全面的な建替え整備を行ってきたもので、平成25年3月には前期工事として宿舍棟、車庫が完成しましたが、今回の庁舎棟の完成と構内整備を併せて、3月には施設の全体整備が完了することになります。

■施設名	： 新潟県警察機動隊庁舎棟	■工事期間	： 平成25年12月～平成27年3月
■所在地	： 新潟市東区河渡	■構造規模	： RC造（一部SRC・S造）3階建て（一部4階建て）
■発注者	： 国土交通省北陸地方整備局		1,794㎡



1 配置計画

長方形敷地の北側に庁舎棟、東側に宿舎棟を配置し、工事中も使用する既存のグラウンドを維持する立て替え計画としました。また、両棟を隣接配置して、人の主動線を2階渡り廊下とすることで、緊密な機能連携を可能とし、明快で安全な歩車動線分離となる合理的なゾーン構成として、機能性と機動性の高い施設となるような配置計画としています。

2 庁舎棟の概要

庁舎棟の外観は、前期工事で整備した宿舎棟と同じコンクリート打ち放し仕上げを基本としており、打ち込み・締め固め・打ち継ぎ・養生等各工程の品質管理を徹底することで密実かつ平滑な仕上がりを目指しました。

西面は、敷地出入り口からの意匠性に配慮して、杉小巾板本実型枠を使用した化粧仕上げとなっており、事前にモックアップの製作を行い、色調や仕上がり状況を確認した上で、慎重に施工を進めました。

南面のバルコニーは、施設利用者がリフレッシュ出来る空間として整備するとともに、災害時の避難経路となっており、2階では渡り廊下を介して庁舎棟と宿舎棟をスムーズにつなぐ主動線にもなっています。

3階の柔剣道場は、鉄骨鉄筋コンクリート造の無柱の大空間として利便性を高め、南面の高窓外部に木製ルーバーを設置したり内装を木仕上げとする等、積極的に木材を活用し、暖かみのある空間としています。

また、南面の庇やバルコニー、木製ルーバーは適度に日射を遮蔽する事で、環境負荷低減にも寄与します。



外観



3階 バルコニー



3階 柔剣道場



1 営繕工事安全連絡会議(保全指導・監督室)

(1) 会議概要

北陸地方整備局営繕部保全指導・監督室は、工事現場における事故防止、公衆災害の防止及び安全管理について、より一層の対策の向上を図ることを目的として、次のように営繕工事安全連絡会議を開催しました。

日 時：平成26年12月2日(火)13:30～

場 所：新潟美咲合同庁舎1号館 会議室

参加者：営繕部発注工事を新潟県内で施工中の現場代理人、監理技術者、工事監理業務管理技術者等



会議状況

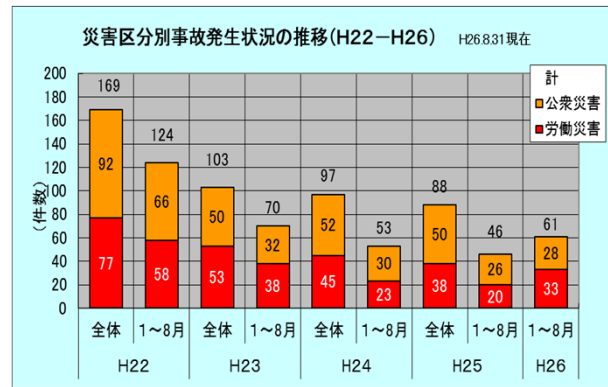
・本年8月末の事故件数は、昨年8月末46件から、61件と増加。
・事故の内訳は、労働災害33件(昨年よりも大幅に増加(13件))、公衆災害28件。
・死亡事故が4件発生し、4人が亡くなっている。

(2) 会議内容

新潟労働基準監督署安全衛生課担当官による講話をいただきました。

また、現場代理人、監理技術者、監理業務管理技術者により、それぞれの各現場の安全管理、労働災害防止対策等、工事安全対策の取組みを紹介していただきました。

北陸地方整備局からは下記の情報提供を行いました。



工事事務発生状況 (件数)

- ・北陸地整の事故発生状況について
(建設現場における事故件数の推移、発生状況、事故事例等)
- ・官庁営繕部の事故防止対策について
(足場からの墜落事故防止対策、屋根工事等に係る安全対策、発生事故等を踏まえた安全対策、事故防止に係る広報活動の推進、降積雪期における労働災害防止について等)
- ・事故への対応について
(社内の安全管理体制、工事現場における日々の安全活動、安全教育の充実等)

工事現場で受注者が行う工事事務防止の取組(事故ゼロ宣言等)について、看板等の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。



事故防止のための看板等設置状況



2 営繕工事安全連絡会議(金沢営繕事務所)

(1) 会議概要

金沢営繕事務所は直轄営繕工事における事故事例等の情報提供するなど労働者の安全及び公衆災害事故防止に一層努めるよう安全意識の向上を図る目的として、次のように営繕工事安全連絡会議を開催しました。

日 時：平成27年1月21日(水)14:00～

場 所：金沢駅西合同庁舎 会議室

参加者：営繕部及び金沢営繕事務所発注工事を富山県・石川県内で施工中の現場代理人、監理技術者

(2) 会議内容

石川労働局労働基準部健康安全課担当官より災害防止対策について講話をいただき、金沢営繕事務所から下記の情報提供を行いました。

- ・北陸地方整備局建設労働災害の事故発生状況について
- ・営繕工事の事故防止対策について
- ・作業員の安全義務についてビデオ放映

直轄工事の事故発生状況について起きやすい時間帯と事例紹介や元請企業による作業員の安全について説明しました。

このあと、代表する2社の現場代理人から、現在施工中の工事現場での安全管理・労働災害対策や入居庁など含めた公衆災害防止対策についての取り組み状況を紹介していただきました。

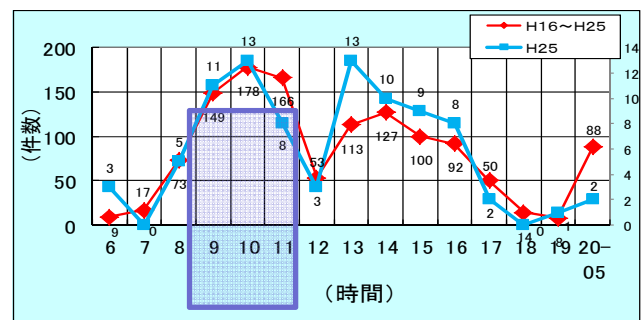
最後に各工事現場において無事故無災害にこれまで以上に努められることと、軽微に思われる事故でも直ちに事務所に報告するよう依頼し、会議を終了しました。



事務所長挨拶



会議状況



北陸地方整備局建設労働災害の時間帯別事故発生状況 (H16-H25事故データより)



1 UDレビューとは

北陸地方整備局では、誰もが使いやすいUD(*1)に配慮した官庁施設の整備を推進しています。

新潟美咲合同庁舎2号館の整備に当たっては、施工及びフォローアップの各段階において、UDレビュー(*2)を開催し、施設利用者及び専門家の視点からの評価・検証を行ってきました。

今回、本庁舎が運用開始2年を経過し、フォローアップ段階として改めて実際に利用者の実感に基づく意見を聴取し、本庁舎の運営管理や今後の施設整備に活かしていくこととしました。



視覚障害をお持ちの方による診断の様子

- *1 UDとは、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすることをいいます。
- *2 UDレビューとは、より利用しやすい施設の整備を目指し、施設整備の各段階において行う、UDの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、評価及び検証並びにフィードバックのプロセスをいいます。

2 調査

UD調査は、平成26年7月7日(月)13:30から14:30にかけて実施しました。

モニターとして、新潟市から紹介を受けた

視覚・聴覚・発達・知的障がいをお持ちの方と肢体不自由の方、計6名にお願いし、各モニターの方が庁舎内外を移動しながら、移動のしやすさ、案内表示のわかりやすさ、機器の使いやすさ等について評価をお願いしました。なお、意見は同行する整備局営繕部職員が聞き取り、問診票へ記載しました。



肢体不自由の方による診断の様子

3 主な意見

障がいをお持ちの方に配慮した設備(インターホンや多目的トイレ等)が設けられていても、設置されていることを知らなければ有効に活用できないので、障がい者団体等を通じて周知すべきという意見がありました。

また、聴覚障がいをお持ちの方が緊急時の情報を受け取れない可能性があるため、音声情報に加えて文字情報を流す電光掲示板が随所にあつたほうが良いという意見もいただきました。

4 フィードバック

運営管理に関わる意見については管理官署にお伝えし、運営会議でお話いただくようお願いしました。施設整備面に関しては今後の設計等への活用に向け記録するとともに、営繕部内で発表し(営繕技術検討会)、意見交換を行いました。



公共建築の日・公共建築月間について

公共建築に携わる国・地方公共団体の機関では、11月11日を「公共建築の日」、11月を「公共建築月間」と定め、広く一般の方々に関心を持っていただき、生活に密着したより良い公共建築づくりを目指すことを目的に、各種イベントを実施しています。

1 パネル展

「官庁建物にみる新潟地震の記録」

新潟地震から50年の本年、北陸地方整備局の営繕部倉庫に、当時の官庁建物の被害等を示す記録写真や図面が残っていることが確認されました。

官庁建物の受けた被害を中心に、当時の被災状況を見ていただき、震災についての理解を深めていただけるよう、今回、主な写真と図面を用いてパネ化をし、下記に示す新潟市内4ヶ所で巡回展示を行いました。

- 新潟市中央図書館ほんぽーと
10月11日(土)～10月15日(水)
- 新潟市役所①
10月16日(木)～10月24日(金)
- 美咲合同庁舎
11月4日(火)～11月27日(木)
- 新潟市役所②
11月12日(水)～11月27日(木)
- NEXT21
11月28日(金)～12月5日(金)

主催：北陸地方整備局

共催：新潟市、新潟県、「公共建築の日及び公共建築月間」北陸地方実行委員会

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省 北陸地方整備局 営繕部
記者発表


Press Release

発表日 平成26年10月10日
配布をもって解禁

公共建築の日／公共建築月間 関連イベント 11月11日は公共建築の日、11月は公共建築月間です。

新潟地震における官庁建物の被害記録を公開します。
パネル展「官庁建物にみる新潟地震の記録」

新潟地震から50年の本年、北陸地方整備局の営繕部倉庫に、当時の官庁建物の被害等を示す記録写真や図面が残っていることを確認しました。
官庁の建物の受けた被害を中心に、当時の被災状況を見ていただき、震災について捉えていただきたく、今回、主な写真と図面を用いて20枚のパネルにしました。




パネルは、10月から12月初旬にかけて、新潟市内4ヶ所を巡回予定です。

ほんぽーと(新潟市中央図書館)エントランスホール	10月11日(土)～10月15日(水)
新潟市役所 本館 1階 ロビー	① 10月16日(木)～10月24日(金)
"	② 11月12日(水)～11月27日(木)
美咲合同庁舎 1号館 1階 ロビー	11月 4日(火)～11月27日(木)
NEXT21 1階 アトリウム	11月28日(金)～12月 5日(金) 予定

このイベントは、新潟市、新潟県、「公共建築の日及び公共建築月間」北陸地方実行委員会の協力により開催します。



発表記者クラブ
新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ

問い合わせ先
国土交通省 北陸地方整備局 営繕部
営繕調査官 井上(内5113)
計画課課長補佐 関谷(内5152)
代表電話:025-280-8880



【ほんぽーと】
新潟市中央図書館ほんぽーとでの展示をかわきりに約2ヶ月



【新潟市役所】
本館1階ロビーのエスカレータ横で展示



【NEXT21】
アトリウム内に展示



2 勉強会「東日本大震災での海上保安部の津波対応「～施設整備と機関連携に向けて～」

「防災・減災新潟プロジェクト2014」及び「公共建築月間関連イベント」として、東日本大震災で津波の襲来をうけた釜石海上保安部の当時の課長(現 第九管区海上保安本部総務部経理課長)に、当時の現地の対応や関係機関間の具体的な連携、災害時に必要とされる施設機能等についての内部勉強会を下記の通り開催しました。

日時：平成26年11月26日(水) 15:00～16:30

会場：4F合同会議室1・2

講師：第九管区海上保安本部総務部

山本博文経理課長

参加者：整備局職員33人

(事前申込：営繕部21, 企画部16, 港湾空港部12, 総務部4, 建政部3, 河川部3, 道路部3)

※11/22長野県北部を震源とする地震への対応あり

【第一部】東日本大震災時対応経験談

- ・津波襲来時の対応
 - 屋上への避難、燃料・電力・食糧・通信手段確保、報道機関への伝達方法、被災者への風呂提供等
- ・釜石港湾事務所との連携
 - 水深調査、燃料支援、宿舍貸与協力
- ・新しい石巻港湾合同庁舎の防災面の取組

【第二部】釜石海上保安部の対応(DVD映像)

災害時に必要とされる施設機能や関係機関間の具体的な連携等に関し、被災官署での実対応を知り、課題について考えさせられる勉強会となりました。



講師によるご講演



津波襲来時の対応、釜石港湾事務所との連携等について説明いただきました



質疑応答では、庁舎位置の考え方、職員家族の安否確認等について、活発な質疑がありました



3 研修会「本格化する公共施設マネジメントの進め方及び最新事例」

高度経済成長期に整備された公共施設においては、老朽化が進む一方、少子高齢化や都市部の人口集中、公的機関の統廃合といった社会情勢の変化、また災害時の公的機関の機能確保といったニーズの高まりもあります。この様な諸問題に対する今後の公共施設のマネジメントのあり方について、知見を深める目的で開催されました。

講師：(株)フィンコラホールディングス研究所

代表取締役 望月伸一氏

月日：平成26年11月13日(木)

場所：新潟市民芸術文化会館(りゅーとぴあ)スタジオA

受講：北陸地方整備局、新潟、富山、石川県及び新潟市営繕関係職員

日時：平成26年11月16日(日)

13:30~16:30

場所：金沢城公園内金沢城・兼六園管理事務所

主催：石川の伝統的建造技術を伝える会

後援：「公共建築の日及び公共建築月間」北陸地方実行委員会



金沢城の菱櫓、五十間長屋、橋爪門続櫓、河北門の復元工事に携わった技術者集団により「石川の伝統的建造技術を伝える会」が結成されています。この会では、復元工事で培った木造の伝統的建造技術を後世に引き継ぐため、技術の習得、継承を通じて後継者の育成を行っています。このたび、11月の公共建築月間に合わせて、下記の日程で金沢城復元工事を実際に行った職人さん達が、復元工事における木造の伝統的在来工法を一般県民の皆様に関わりやすく紹介します。

4 公開講座金沢城復元「匠の技」セミナー

金沢城の菱櫓、五十間長屋、橋爪門続櫓、河北門の復元工事に携わった技術者集団により「石川の伝統的建造技術を伝える会」が結成されました。この会では復元工事で培った木造の伝統的建造技術を後世に引き継ぐため、技術の習得、継承を通じて後継者の育成を図っています。

本セミナーでは、金沢城復元工事を実際に行った職人さん達が、復元工事における木造の伝統的在来工法を一般県民の皆様に関わりやすく紹介していただきました。

日時 平成26年11月16日(日) 13:30~16:30(受付13:00~)

場所 石川県金沢城公園内 金沢城・兼六園管理事務所レクチャールーム

対象 一般県民

定員 40名(先着順) **受講料** 無料

申込 ①申込期間 ▶平成26年10月15日(水)~11月7日(金)

②申込方法 ▶申込期間中に電話又は下記申込書によるFAX又は郵送で申し込んで下さい。

③申込問合せ先 ▶(一社)石川県建築組合連合会
TEL 076-262-4714
FAX 076-262-4718
〒920-0022 金沢市北安江4-15-15

主催 石川の伝統的建造技術を伝える会

後援 「公共建築の日及び公共建築月間」北陸地方実行委員会





富山県土木部営繕課



1 事業の概要

富山県立富山中部高等学校は、平成24年10月から改築工事に着手し、平成26年3月に新校舎が竣工しました。新校舎はグラウンドに建設し、新耐震基準である既存の体育館や特別教室棟と渡り廊下を新設して接続しました。なお、グラウンドや外構の整備を引き続き実施しています。

2 施設の概要

富山市中心市街地に立地するが、近隣に県教育文化会館や高志の国文学館があり、北側隣地は小中学校があるなど、文教拠点として機能するエリアに位置しています。また、東に立山連峰を仰ぎ、西に神通川が流れ、豊かな自然環境にも恵まれています。

建物概要

- ・所在地：富山市芝園町 地内
- ・校舎(普通教室、特別教室、職員室等)
RC一部SRC造 4階建て 8,910.93㎡
- ・武道場、渡り廊下
S造 2階建て 814.00㎡
- ・自転車置場、屋外通路
S造 平屋 460.65㎡

3 施設の特徴

(1) 配置・建物形状

南側から北側に向かって建物形状を高くして日照や通風を確保するとともに、中庭を囲んだ一体感のある回廊型校舎が特徴となっています。また、大階段、生徒ラウンジ等のコミュニケーション空間を中庭を核として配置することで、多様な活動を生み出しています。



<中庭と大階段>

(2) 学習環境の整備

少人数授業に対応したゼミ室や、教員が生徒の質問に答える学びの広場、多目的ホールなどを備え、集中して学び、豊かな人間性を育む環境を整備しました。



<多目的ホール>



<学びの広場>



1 はじめに

国土交通省官庁営繕部では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、国家機関の建築物等に対する保全の基準を定め、保全の適正化を図っています。

保全実態調査は、同法13条第2項に基づき、すべての国家機関の建築物及びその附帯施設に対して保全状況の報告を求めるものです。

北陸地方整備局営繕部では、保全実態調査をとおして、管内の国家機関の建築物等に関する基礎データ、各施設の保全実施体制、建築物等の点検状況、衛生状況、エネルギー消費量等を把握することにより、保全実地指導等において保全施策を効果的に発現させることを目的に、平成26年度保全実態調査結果から保全の現況をとりまとめました。

2 保全実態調査対象施設の概要

平成16年度より、すべての国家機関を対象に保全実態調査を行っています。

宿舎を含めた全施設数は504施設で、全延べ面積は約86万㎡(防衛施設除く)でした。施設の構成は、地方合同・港湾合同27施設、一般事務庁舎205施設、宿舎206施設及びその他の施設(教育研修施設、厚生施設等)が66という結果であり、宿舎の構成比率が高く、約41%を占めている状況です。

図1に宿舎を除く施設の経過年数別の施設数を示しています。40年以上経過した施設数は約34%、30～40年では約25%、20～30年では約15%となり、築後20年以上経過した施設数の割合は約73%を占めています。

図2に宿舎の経過年数別施設数を示しています。築後40年以上経過した宿舎は約18%、30～40年では約34%、20～30年では約22%で、築後20年以上経過した宿舎は約74%を占めています。

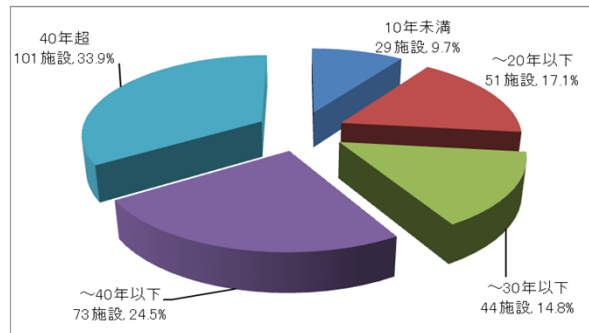


図1 経過年数別施設数(宿舎を除く)

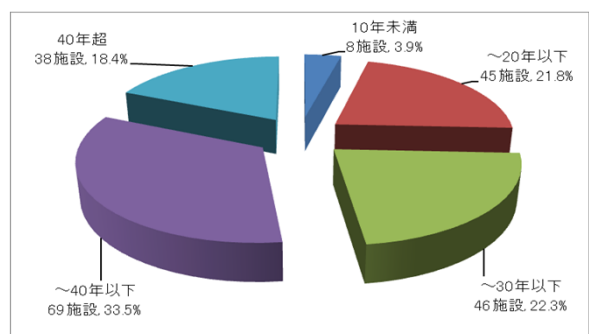


図2 経過年数別施設数(宿舎)



3 施設の現況

保全実態調査の結果は、施設管理者に保全の状態を理解しやすいよう、以下の項目ごとに点数化しています。

- ・「保全体制及び計画」
保全業務体制や保全計画等の整備状況
- ・「法定点検実施状況」
建基法、官公法に基づく点検状況
- ・「施設の維持管理状況」
防災・保守、建物整備、室内環境、衛生・清掃等の施設状況

表1に北陸地方整備局管内における宿舎を除く施設における保全実態調査の評点を示します。

総評点は北陸地整管内平均で93.3点であり、引き続き高い水準を保っています。
(参考：平成25年度92.6点)

4 まとめ

国家機関の建築物等は、国民の共有財産であり、長期にわたり良質なストックとして国民の社会経済活動の基盤となるよう、適正に維持されなければなりません。また、厳しい財政状況の中においても各施設の保全の適正化を図る必要があります。

施設を長期に良好な状態に保つためには、保全業務の管理体制を整備すると共に施設の現況把握に努め、中長期保全計画を作成し、保全業務を計画的に実施することが必要です。

このため、営繕部及び金沢営繕事務所では、各施設が適正に活用され、効率的な保全の実施が図られるよう、積極的な支援・対応を行っており、その成果としてすべての項目において、評点が高い水準を保っています。

今後もわかりやすい創意・工夫した保全指導を展開し、長期にわたる良質なストックの有効活用を図っていくことにしています。

表1 保全実態調査評点

項目別		北陸全体	新潟県	富山県	石川県
総評点		93.3	93.2	93.3	93.5
項目別	保全体制及び計画	90.3	91.8	87.9	89.1
	法令点検の実施状況	97.4	95.2	99.6	100.0
	施設の維持管理状況	92.2	92.5	92.5	91.3



国の統一基準である「公共建築工事積算基準」に基づく積算方法に、これまで取り組んできた公共建築工事の円滑な施工確保対策（「見積活用方式」の試行、スライド条項の設定・活用、適切な数量・施工条件等の設定等）を加え、現場の実態に応じて設定する共通仮設費の積み上げ項目（仮囲い、交通誘導警備員、揚重機等）を適切に計上すること等をパッケージ化したもの

東日本大震災の被災3県において、復興の進捗に伴い本格化する公共建築工事を确实・円滑に実施するため、復興加速化会議（第4回）（平成26年9月27日）で地方公共団体に普及・促進を図ることを決定



地方公共団体より好意的な意見、業界団体から全国展開を求める声

『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】を作成・公表、全国展開へ

営繕積算方式は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」に基づく積算方法に加え、公共建築工事の円滑な施工確保対策や現場の実態に応じた共通仮設費の積み上げ等を適切に行うことにより、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定、施工条件の変更や物価変動等に適切に対応することができる積算方式です。

東日本大震災の被災地においては、現在本格化している災害公営住宅の整備とともに、復興の進捗に応じて本格化する学校や庁舎等の公共建築工事を确实かつ円滑に実施する必要がある、第4回復興加速化会議（H26.9.27仙台市で開催）において、この課題に的確に対応することができる「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体に普及・促進を図ることがとりまとめられました。

国土交通省では、「営繕積算方式」を分かりやすく解説したマニュアルを作成し、被災3県において説明会を行い、普及を図ってきましたが、これは被災地に限らず広く公共建築工事に適用できる共通の内容が多く含まれていること、また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の適切な運用を図ることから、全国の公共建築工事発注機関において活用できるよう、このたび「普及版」として作成しました。

引き続き、公共建築工事の円滑な施工を推進するため、「営繕積算方式」の普及・促進を図るとともに、「公共建築相談窓口」において個別相談等に対応します。また、「営繕積算方式」の運用状況等を踏まえマニュアルの必要な見直しを行い、適時情報提供してまいります。

※ 『公共建築工事「営繕積算方式」活用マニュアル【普及版】』については、以下のアドレスからダウンロードできます。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html



1 経緯

公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、建設業法・入契法等が改正されるとともに平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)」が公布、施行されました。

品確法第22条の規定に基づき、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針となる運用指針の策定に取り組み、平成27年1月30日に開催されました公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、関係省庁申合せとしてとりまとめられました。

*詳細は、国交省HPの該当ページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>

2 運用指針の概要

本指針は、品確法第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者(以下「発注者」という。)を支援するために定めるものです。各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものです。

また、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表することとされています。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」について(概要)

運用指針とは 品確法第22条に基づき、公共工事の発注者を支援するため、**発注者共通の取組事項を国が定めるもの。**

- ・市町村を含むすべての発注者が「発注者の責務」(品確法第7条)を果たすため、**自らの発注体制や地域の実情等**に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、体系的にまとめる
- ・地域の**インフラ維持・災害対応を担う建設企業が、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤**の確保を可能とするための取組と、**発注者の体制整備等**に向けた取組を具体的に記載
- ・本指針に基づく各発注者の実施状況を**定期的に調査・公表**するとともに、必要に応じて指針そのものを見直し

<p>担い手の育成・確保のための取組</p> <p>予定価格の適正な設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実勢を的確に反映して積算を行い、必要に応じて見積りを活用する ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする「歩切り」は行わない(品確法第7条に違反) <p>ダンピング受注の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定及び活用の徹底(これらに関する価格は入札前に公表しない。基準は適宜見直す。) <p>発注・施工時期の平準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の請負契約の原則(当事者の対等な合意)を踏まえた適正な工期の設定 ・債務負担行為の積極的活用、余裕期間の設定等による適切な工期の設定 ・発注見通しの統合・公表等による計画的な発注 <p>適切な設計変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、協議の迅速化等 <p>現場の担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮 ・企業の地域精通度や技能労働者の技能等(登録技能者)を評価 ・資金の適正な支払、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、関係部署と連携 <p>多様な入札契約方式の選択・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における社会資本を支える企業を確保する方式を選択・活用 	<p>発注者の体制整備等に向けた取組</p> <p>本指針の理解・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指針の理解・活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成 ※ 国は、説明会を開催するとともに相談窓口を開設し、受発注者からの相談にきめ細やかに対応 <p>職員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県等が実施する講習会や研修の受講等を通じ、発注担当職員の育成に積極的に取り組む <p>外部の支援体制の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県の協力等を得て、発注関係事務を適切に実施できる外部の者や組織を活用 ・国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施できる者の育成・活用等を促進 <p>発注者間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者間における要領・基準類、積算システム、成績評定等の標準化・共有化及び相互利用を促進 ・地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じ、発注者間の情報交換、共通の課題への対応等を推進 <p>・一時的な事業量の増加や技術的難易度の高い工事への対応のため、発注者を支援する方式を選択・活用</p>
--	--

➡ 発注関係事務の適切かつ効率的な実施により、地域のインフラ維持、災害への迅速な対応、担い手の育成・確保を実現



情報ヘッドライン 平成27年度公共工事設計労務単価等について

1 平成27年度2月から適用する公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成26年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成27年2月からの公共事業の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定したのでお知らせします。なお、平成27年3月31日までに新たな公共工事設計労務単価の決定を行わない限り、平成27年4月1日以降もこの単価を引き続き適用します。

2 公共工事設計労務単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させるため昨年度に引き続き労務単価改定を前倒して行いました。
- (2) 昨年度に引き続き社会保険への加入を徹底させる観点から、必要な法定福利費相当額を反映させました。

全職種平均 全国(16,678円)
 平成26年2月比；+4.2%増
 (平成24年度比；+28.5%)

3 設計業務委託等技術者単価について

設計業務等技術者給与実態調査に基づき平成27年度設計業務委託等技術者単価を決定したのでお知らせします。

前年度比の基準日額は下記の通りです。

全業種平均	H26年	(32,640円)
	H27年	(34,175円)
		+4.7%増

■ 節電相談窓口

- 北陸地方整備局営繕部 保全指導・監督室
TEL: 025-280-8880 (内線5512) 課長補佐
- 金沢営繕事務所
TEL: 076-263-4585 技術課長

■ 公共建築相談窓口

北陸地方整備局では、国等の機関や地方公共団体からの公共建築に関する疑問・質問等にお答えする「公共建築相談窓口」を開設しています。お気軽にご相談ください。

- 北陸地方整備局営繕部 計画課
TEL: 025-280-8880 (内線5153)
(保全関連は内線5512)
FAX: 025-370-6504
e-mail: pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp
- 北陸地方整備局金沢営繕事務所 技術課
TEL: 076-263-4585
FAX: 076-231-6369

平成27年3月発行 通巻31号 ホームページアドレス http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/002_event/event.html
 編集： 北陸地方整備局営繕部 電話025-280-8880 (代表) FAX 025-280-8880
 北陸地方整備局金沢営繕事務所 電話076-263-4585 (代表) FAX 076-231-6369

えいぜん通信@北陸は、北陸地方整備局のホームページでも読むことができます。
 北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所の業務全般に関しても、北陸地方整備局のホームページで紹介しております。どうぞ、ご覧ください。